○名張市医療費の助成に関する条例

平成13年7月5日条例第17号

改正

平成14年9月25日条例第32号 平成15年3月28日条例第10号 平成15年7月4日条例第33号 平成17年3月30日条例第10号 平成18年6月27日条例第26号 平成18年9月28日条例第30号 平成20年3月28日条例第14号 平成20年6月30日条例第29号 平成20年10月3日条例第35号 平成20年12月26日条例第41号 平成24年3月29日条例第8号 平成24年3月29日条例第8号 平成26年9月24日条例第16号 平成26年10月17日条例第23号 平成27年12月24日条例第42号

名張市医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者、1人親家庭等の母又は父及び児童並びに子どもの医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の意義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 心身障害者 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その等級が1級から3級までのもの
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その等級が1級から3級までのもの

- ウ 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所若しく は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所において、知的障 害者(知的障害児を含む。)と判定された者(以下「知的障害者」という。)で、知能指数 が70以下のもの又は療育手帳(昭和48年厚生省児第156号通知によるものをいう。)の交付を 受けた者で、その程度が最重度(A1)、重度(A2)、中度(B1)若しくは軽度(B2) のもの
- (2) 1人親家庭等の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下この条において「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子で、現に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(以下「18歳未満児」という。)を養育しているものをいう。
- (3) 1人親家庭等の父 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で、現に18歳未満児を養育しているものをいう。
- (4) 1人親家庭等の児童 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法附則第3条第1項に規定する父母のない児童で18歳未満児
 - イ 1人親家庭等の母又は1人親家庭等の父に養育されている18歳未満児
- (5) 子ども 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (6) 医療保険各法 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)及び規則で定める社会保険各法をいう。
- (7) 医療に関する給付 次のいずれかに該当する給付をいう。
 - ア 医療保険各法による療養及び医療の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給
 - イ アに掲げるもののほか、他の法令の規定による国又は地方公共団体の負担における医療の 給付又は支給

(対象者)

- **第3条** この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 本市に住所を有する者
 - (2) 医療保険各法の規定により医療に関する給付を受けることができる者
 - (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア 心身障害者

- イ 1人親家庭等の母
- ウ 1人親家庭等の父
- エ 1人親家庭等の児童
- オ 子ども
- (4) 規則で定める所得の制限を超えない者
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けていない者 (受給資格の認定及び更新)
- **第4条** 対象者が、医療費の助成を受けようとするときは、受給資格の認定の申請を行い、市長の 認定を受けなければならない。
- 2 受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)は、1年ごとに受給資格の更新の申請を行い、市長の認定を受けなければならない。
- 3 前2項の場合において、市長が必要と認めた場合は、保護者(親権を行う者、未成年後見人等をいう。)、養育者(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に規定する者をいう。)、 配偶者その他の者で、対象者を現に監護している者(以下「保護者等」という。)が対象者に代わり当該申請を行うことができるものとする。

(対象医療費)

- 第5条 市長は、受給資格者の疾病又は負傷について医療に関する給付が行われた場合において、 当該医療に関して受給資格者、保護者等又は医療保険各法による被保険者(当該被保険者であったものを含む。)若しくは組合員(当該組合員であったものを含む。)が負担すべき額(以下「対象医療費」という。)を助成する。ただし、次の各号に掲げるものは、助成の対象としない。
 - (1) 当該疾病又は負傷について他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときの当該医療に関する給付の額
 - (2) 医療保険各法の規定に基づき保険者又は共済組合の規約、定款、運営規則等で保険給付に 併せてこれに準ずる給付制度がある場合は当該給付を受けることができる額(現に給付がなさ れているか否かにかかわらず、当該給付制度による給付を受けたものとみなす額を含む。)
 - (3) 次に掲げる受給資格者について、70歳に達する月以前の対象医療費にあってはその2分の1に相当する額、70歳に達する月の翌月以降の対象医療費にあってはその全額
 - ア 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その等級が1級のもの(入院に係る対象医療費に限る。)
 - イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その等級が2級又は3級のもの

- ウ 知的障害者で、知能指数が36以上50以下のもの又は療育手帳の交付を受けた者で、その程度が中度(B1)のもの(身体障害者手帳の交付を受けた者で、その等級が4級のものを除く。)
- エ 知的障害者で、知能指数が51以上70以下のもの又は療育手帳の交付を受けた者で、その程 度が軽度(B2)のもの

(証明書料の助成)

第6条 市長は、受給資格者が医療費の助成を申請するため、医療費証明書料を支払ったときは、 当該医療費証明書の交付を受けるために要する費用について、規則で定める額を証明書料として 助成する。ただし、助成の対象とならない医療費に係る証明書料を除く。

(受給資格証の提示)

第7条 受給資格者が医療費及び前条に規定する証明書料(以下「医療費等」という。)の助成を受けようとする場合は、保険医療機関(医療保険各法の規定により医療に関する給付を取扱う病院、診療所、薬局等をいう。)において医療を受ける際に、当該保険医療機関に対し受給資格証を提示しなければならない。

(助成の申請)

- 第8条 受給資格者が医療費等の助成を受けようとする場合は、市長に医療費等の助成を申請しなければならない。
- 2 前項の申請は、受給資格者に代わり保護者等がすることができる。
- 3 第1項の申請は、助成の申請をすることができる時から2年を経過したときはすることができない。

(助成の決定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による助成の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る医療費等の助成額を決定し、通知する。

(受給資格に係る変更等の届出)

第10条 受給資格者又は保護者等は、受給資格に係る事項について変更があったときは14日以内に、助成事由が第三者の行為によって生じたものであるときは速やかに、市長に届け出なければならない。

(損害賠償との調整)

第11条 市長は、受給資格者又は保護者等が、受給資格者の疾病又は負傷に関し損害賠償を受けた ときは、当該損害賠償の額の限度において、医療費等の全部若しくは一部を助成せず、又は既に 助成した医療費等の額に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費等の助成を受けた者があるときは、その者から既に助成した医療費等の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第13条 医療費等の助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(報告の徴収等)

第14条 市長は、受給資格の認定又は医療費等の助成を受け、又は受けようとする者に対し、報告 又は文書等の提出を求めることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年9月1日から施行する。

(名張市心身障害者医療費の助成に関する条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 名張市心身障害者医療費の助成に関する条例(昭和48年条例第10号)
 - (2) 名張市乳幼児医療費助成に関する条例(昭和48年条例第35号)
 - (3) 名張市母子医療費助成に関する条例(昭和52年条例第51号)
 - (4) 名張市老人医療費助成に関する条例(昭和54年条例第48号)

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に行われた診療に係る医療費等の助成については、前項の規定による廃 止前の同項各号に掲げる条例の規定による。

(対象医療費の特例)

4 第5条第3号に規定する入院に係る対象医療費については、平成20年9月1日から平成21年8月31日までの間、同条の規定にかかわらず、月額3,000円を上限として助成することができる。

附 則 (平成14年9月25日条例第32号)

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に同条に掲げる要件を満たすこととなった 者に係る受給資格の認定について適用し、同日前に改正前の第3条に掲げる要件を満たしていた 者に係る受給資格の認定については、なお従前の例による。
- 3 改正後の名張市医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる診療 に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、な お従前の例による。

附 則(平成15年7月4日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に改正前の名張市医療費の助成に関する条例に規定する「68歳・69歳老人」の対象となった者が、平成17年8月31日までに受けた診療に係る医療費の助成については、 なお従前の例による。

附 則(平成17年3月30日条例第10号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月27日条例第26号)

この条例は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月28日条例第30号)

この条例は、平成18年10月1日から施行し、改正後の第2条第1号ウの規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(平成20年3月28日条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日条例第29号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の名張市医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後 に行われる診療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成 については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月3日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の名張市医療費の助成に関する条例の規定は、平成20年9月1日から適用する。

附 則 (平成20年12月26日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の名張市医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後 に行われる診療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成 については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月29日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の名張市医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後 に行われる診療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成 については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月24日条例第16号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成26年10月17日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第7号アの改正規定は、同年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の名張市医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成27年4月1日(新条例第2条第7号アの規定にあっては、同年8月1日。以下「施行日」という。)以後に行われる診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月24日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の名張市医療費の助成に関する条例の規定は、平成28年9月1日以後に 行われる診療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成に ついては、なお従前の例による。